

岡山県立勝間田高等学校 いじめ問題対策基本方針

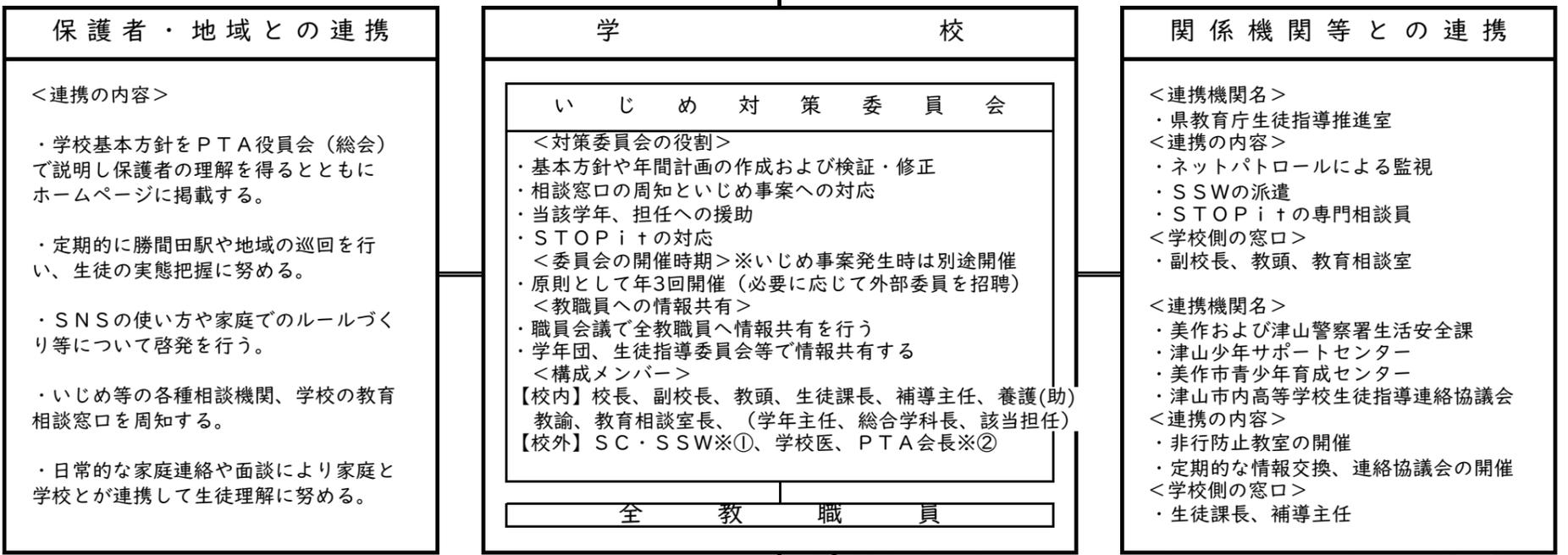
令和3年4月

いじめに関する現状と課題

【現状】本校のいじめの認知件数 平成30年度4件、令和元年度3件、令和2年度8件
 態様は、からかい・嫌がらせがほとんどであるが暴力行為に発展した場合もある。発生時期は例年は1学期が大半であるが、令和2年度は新型コロナウイルスによる休校の影響で2学期が多い。また、SNSを介してのトラブルが散見され、いじめが潜在化する傾向が強まっている。いじめの早期発見のため、定期的に「学校生活アンケート」を実施し、必要に応じて面談を行っている。
 【課題】生徒理解・集団づくり・学校生活アンケート・保護者との連携などでいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
 特にSNSの活用やモラル、命の尊さについて、学校教育全般を通じて生徒・保護者への啓発を行う必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ①未然防止に向け、規範意識の定着、自己肯定感の伸長、命の尊さを自覚できる取り組みの一層の推進を図る。
- ②早期発見のため、教職員の「生徒理解（集団・個人）」への資質向上を図り、安心・安全で生徒・保護者・地域から信頼される学校づくりを目指す。
 <重点となる取組>
 ・いじめを許さない集団づくりとして、生徒の主體的な活動を支援し、自己肯定感を醸成する。特に、清風祭（体育の部・文化の部）、スクールミーティング、委員会活動、部活動に重点的に取り組む。
 ・SNSの使い方や長時間利用のリスク、自他の人権への配慮等について、定期的に生徒や保護者への啓発に取り組む。



※① SCはスクールカウンセラ、SSWはスクールソーシャルワーカーの略(必要に応じて参加)
 ※② PTA会長は年間計画の作成、実行・検証・修正を主な役割とする。

学校が実施する取組

①	い じ め の 防 止	【集団づくり】 ・生徒会を中心に主體的な清風祭（体育の部、文化の部）の計画・立案を行い、「仲間意識」「達成感」「自治力」「自己肯定感」を育成する。 ・生徒会を中心にスクールミーティングを実施し、生徒・教職員・保護者・地域が学校生活について話し合い、いじめを許さない集団づくりを行う。 ・クラスや学年の活動を中心とした「居場所づくり」「絆づくり」を目指した取組みを進める。 【分かる授業の実践】 ・生徒が主體的に参加する授業の工夫、改善を行う。〔指示、板書等の簡潔化、視覚化、ユニバーサルデザインの視点〕（授業を生徒のストレスにしない。） 【規律の確立】 ・生徒が安心して安全に、規律正しく学校生活を送ることができるよう支援を行う。〔勝間田スタンダードの徹底と授業規律の確立〕 【情報モラル教育】 ・情報発信による責任を自覚させ、適切に利用する力を身に付けさせる。 ・「自分の考えを適切に伝え、相手の思いを感じ取る力」（コミュニケーション能力）を育成する指導を様々な場面で行う。 【教職員研修】 ・「クラス経営」や「発達障がい」等に関する教職員研修を行う。 【配慮が必要な生徒への対応】 ・発達障がいのある生徒、外国人の保護者を持つ生徒、施設から通学する生徒など、特に配慮が必要な生徒への支援を行う。
②	早 期 発 見	【実態把握（集団・個人）】 ・面接週間（年3回）、学校生活アンケート（年4回）、三者面談、SC・SSWによる面談により早期発見を図る。 ・全教職員が生徒の変化を見逃すことなく、積極的に声かけを行って信頼関係を構築し、相談しやすい体制を確立する。 【相談体制の確立】 ・生徒、保護者に相談窓口を周知し、定期的に情報提供を行う。また、STOPi+について生徒・保護者に周知しインストールを促す。 【情報共有】 ・情報を得た教職員は速やかに報告し、学年団、生徒課、教育相談室、管理職等と情報を共有する。 【家庭・地域との連携】 ・家庭から気軽に担任に相談できるよう、窓口となる担任が保護者と適切な連携を図る。 ・ホームページや39メールを活用して、保護者や地域への適切な情報発信に努める。 ・勝間田駅等の公共交通機関や地域の巡回を定期的に行い、生徒の実態を把握していじめの早期発見に努める。
③	い じ め へ の 対 処	【いじめの有無の確認】 ・いじめの通報を受けたり、その可能性がある場合は、速やかに事実の確認を行い適切に記録する。 【いじめへの組織的対応の検討】 ・事実に基づき、いじめ対策委員会やケース会議を行う。 【いじめられた生徒への支援】 ・いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先し、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 【いじめた生徒への指導】 ・いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対応を行う。また、当該生徒の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら健全な人間関係を形成することができるよう指導を行う。 【傍観者への指導】 ・見て見ぬ振りをすることは、いじめを助長することにつながることに気づかせ、正しい行動ができるよう指導を行う。 【関係機関との連携】 ・いじめの態様等に応じ、所轄警察署生活安全課や教育委員会等へ情報提供を行い、適切な連携を図る。